

509.7-Ko83ウ



1200500744814

09.7

0.83

×
複写

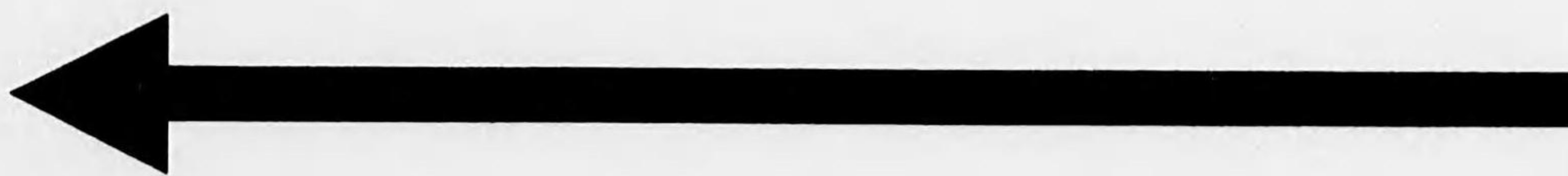
厚生省
労働局

重要事業場労務管理令運用方針

日本経済聯盟會調査課編



始





厚生省労働局

『重要事業場労務管理令運用方針』

納本

509.7
K083

はしがり

厚生省労働局においては、本年二月二十五日公布即日実施せられたる重要事業場労働管理令の運用方針を明かにするため四月二十七日「重要事業場労働管理令運用方針」といふ一小冊子を公にせられたが、右は我國今後の労働管理の實際に對して至大の影響を及ぼすものと考へられるので、當會はこれを再録して會員並びに時局對策調査委員會の參考に供せんがため茲に本冊子を刊行することとした次第である。



昭和十七年六月

日本經濟聯盟會調查課

933
210

目次

一 重要事業場勞務管理令運用方針	一
二 工員從業規則記載例	九
三 勞務監理官事務取扱方針	三
四 職員從業規則記載例	三
五 工員賃金規則記載例	三
六 工員賃金規則記載注意	四
七 工員昇給内規記載例	四
八 職員給料規則記載例	四
九 職員昇給内規記載例	五
〇 重要事業場從業員教養計畫記載例	五
一 重要事業場從業員ニ對スル體育計畫記載例	五
二 重要事業場厚生施設計畫基準	六

第四條

一 重要事業場勞務管理令運用方針

○從業規則ノ認可

一、別添從業規則記載例ヲ基準トスルモ現行規程ノ急激ナル變更ニヨリ過渡的ニ著シク支障ヲ來ス虞アルモノニツキテハ一應現行規程通り之ヲ認可シ爾後所管勞務監理官ニ於テ實情ニ即應シテ逐次改善スル様指導スルコト但シ左記事項ハ必ズ之ヲ規定セシムルコト

(一) 工員ニハ勤務中及出退場ノ際所定ノ徽章ヲ佩用セシムルコト

(二) 所定就業時間ハ之ヲ十時間以内トスルコト

(三) 交替制ニ依リ深夜就業セシムル場合ニ於テハ二週間ヲ超エザル期間内ニ轉換セシムルコト

(四) 二十歳未滿ノ者ニシテ就業後三ヶ月ヲ經過セザル未経験工ハ一日十時間ヲ超エテ又ハ深夜ニ於テ就業セシムルコト但シ所管勞務監理官ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

(五) 不可抗力ニ因リ遅刻シタル工員ノ入門ヲ拒ムベカラザルコト

(六) 病氣、家族ノ危篤又ハ死亡其ノ他已ムラ得ザル事由ニ因リ工員缺勤セントスルトキハ豫メ其ノ事由ヲ徵シ(其ノ暇ナキトキハ事後報告ニ依リ)之ヲ許可スルコト早退ニ付亦同ジ

(七) 工員ニ對シ一年ニ付三日以上五日以内ノ有給慰勞休暇ヲ與フコト

二、從業規則中早出殘業ニ關スル規定ハ左記ニ準據セシムルコト

(一) 業務ノ繁忙等ヲ理由トシテ早出殘業ヲ命ズル場合ハ一日ノ就業時間ハ原則トシテ十二時間以内トスルコト

(二) 前號ノ範圍ヲ超エテ早出殘業ヲ命ズル場合ハ事業主ノ左右シ得ザル已ムヲ得ザル事由アル場合ニ限ルモノトシ必ズ所管勞務監理官ノ承諾ヲ受ケシムルコトトスルコト但シ工場事業場管理令ニ基ク陸海軍大臣ノ命令アリタル場合ニ於テ豫メ所管勞務監理官ニ報告セルトキハ此ノ限ニ在ラザルコト

◎從業規則ノ變更命令

從業規則ノ變更ハ原則トシテ事業主ノ自發的創意ニ依リ之ヲ爲ス様指導スルコトトシ變更命令ノ發動ハ成可ク之ヲ爲サザルコト

第五條

◎從業規則ニ對スル例外許可ノ方針

本許可ハ臨時必要アル事項ニ限ルコト

第八條

◎使用從業ニ關スル命令

一、本命令ハ事業主ニ對シ爲スヲ原則トシ特ニ必要アル場合ニ限り從業者ニモ併セ命令スルコトトシ單ニ從業者ニ對シテノミ命令スルコトハ之ヲ爲サザルコト

二、本命令ハ概ネ左記ニ依リ爲スコト

(一) 從業時間ノ延長又ハ休日、遅刻、早退、缺勤若ハ休暇ノ制限命令ハ特ニ生産増加ガ緊急ニ必要ナル爲異常ニ勞働強化ヲ必要トスル場合ニ於テ之ヲ爲スコト

(二) 從業時間ノ短縮命令ハ右ノ勞働強化ノ要ナキニ至リタル場合從業者ノ疲勞恢復ヲ圖ル爲必要アル場合ニ於テ之ヲ爲スコト

(三) 従事スベキ業務ニ關スル命令ハ業務繼續命令ト業務配置命令トシ前者ハ空襲等ノ場合ニ於テ特ニ作業繼續ヲ要スルモノニ付テ之ヲ爲スコトトシ、後者ハ重要ナル業務ニ所要員數ノ充當又ハ適正配置ヲ要スル場合ニ於テ之ヲ爲スコト

第九條

◎解雇退職命令

一、本命令ハ左ノ者ニ付テ之ヲ爲スコト

- (一) 事業場ノ規律又ハ風紀ヲ著シク紊ス者
(二) 他人ヲ煽動シ勞務紛議等ヲ招キ又ハ其ノ惧アル者
(三) 其ノ他著シク他人ノ能率ヲ阻害スル者
- 二、本命令ハ原則トシテ事業主ニ對シ爲スコトトシ事業主ニ於テ解雇スルヲ不適當トスル事情アル場合ニ於テノミ從業者ニ對シ命令ヲ爲スコト

四

第十條

◎給與關係規則ノ認可

- 別添記載例ニ則リ左記各項ニ基キ重要事業場ノ實情ヲ加味シテ作成セシムルコト
- 一、工員ノ初給賃金ハ原則トシテ賃金統制令第十條ノ規定ニ依ル最高初給賃金ヲ超エザルコト
 - 二、請負賃金制ニ於テハ必ず保證給ヲ設クルコト
 - 三、算式ニ依リ算出シタル請負利益金又ハ獎勵加給金ニ對シ資材作業ノ種類等ニ依リ又ハ個人ノ勤務狀況等ニ依リ自由ニ之ヲ加減スル定アル場合ニ就テハ其ノ加減スル限度ハ成ルベク請負利益又ハ獎勵加給金ノ二割以內ト爲スコト
算式中ノ一定ノ係數ノ決定ニ付同様ノ加減ヲ爲ス定ナル場合ニ於テ其ノ加減ノ限度ニ於テ又同ジキコト
 - 四、休日出勤手當制ヲ設クルコト、但シ週休制ノ場合ニ於テハ一月ニ付二日ヲ超ユル週休日ニ付テハ此ノ限ニアラザルコト其ノ率ハ大體記載例ノ程度ニ依ル

- 五、勞務者ノ都合ニ依ラズシテ臨時ニ休業セシメタル場合ハ標準報酬日額ノ六割ヲ下ラザル手當ヲ支給スルコト
- 六、慰勞休暇、軍事參會ニ對シテハ日給額又ハ標準報酬日額ヲ手當トシテ支給スルコト
- 七、家族手當ハ必ず之ヲ支給シ其ノ額及支給條件ハ昭和十七年二月厚生省告示第七十五號ニ依リ缺勤等ニ依ル減額ハ爲サザルコト但シ一ヶ月間缺勤ノ場合ハ一ヶ月分ヲ限り支給セザルコトヲ得
- 八、少クトモ扶養家族ヲ有スル應召者ニ對シテハ標準報酬日額ノ五割ヲ下ラザル手當ヲ支給スルコト
- 九、寄宿舎ニ收容スル工員ヨリ代價ヲ徴收スル場合雇入後一ケ年間ハ食事、住居等ニ對スル一ヶ月ノ徴收金額ハ十五圓ヲ超エザルコト
- 十、遅刻又ハ早退ノ爲就業時間ニ端數ヲ生ジタル場合三十分ヲ單位トシテ端數ヲ切捨ツル程度ヲ超ユル減額ヲ爲サザルコト
- 十一、徵用ニ依リ新ニ使用セラルルニ至リタル工員ノ收入ガ従前ノ收入ニ比シ懸隔アルトキハ勞働條件生活事情等ヲ考慮シ必要ニ應ジ相當額ヲ補給スルコト
- 十二、徵用工員ノ父母妻子ノ死亡(危篤ヲ確認シタル場合ヲ含ム)ノ際ニ於ケル工員ノ歸省ニ付テハ往復旅費ヲ支給シ徵用工員ノ危篤又ハ死亡ノ際ニ於ケル家族ノ出頭ニ付テハ家族二人ヲ限り往復旅費及必要ナル滞在期間中ノ滞在費ヲ支給スルコト
- 十三、徵用ニ依リ新ニ使用セラルルニ至リタル工員ニハ當初少クトモ一回ハ所定ノ作業服、作業帽ヲ又必要ニ應ジ作業手袋ヲ貸與又ハ給與スルコト
- 十四、工員徵用滿期ニ依リ徵用解除トナリタル際ニハ三十圓又ハ其ノ者ノ標準報酬日額ノ二十日分ヲ下ラザル限度ニ

五

於テ勞務監理官ノ裁定ヲ得タル慰勞金ヲ支給スルコト

十五、月收百圓程度迄ノ勞務者ニ付テハ昇給資格トシテノ經過期間ハ一ケ年ヲ超エザルコト

十六、缺勤ヲ昇給ノ缺格條件トスル場合ハ一ケ月ニ付三日以上ノ割合ノ場合ニ限ルコト

十七、昇給標準額ハ一ケ年間ニ平均シテ平均日給額ノ五%ヲ下ラザルコト

十八、一年ニ付平均二十圓又ハ標準報酬日額平均金額ノ十日分ヲ下ラザル定期賞與ヲ支給スルコト

十九、工員以外ノ從業者ニ付テハ當該事業場ノ實情ヲ基礎トシ工員トノ均衡ヲ失セザルヤウ留意セシムルコト

第十條第二項

◎給與關係規則ノ變更命令

給與關係規則ノ變更ハ原則トシテ事業主ノ自發的創意ニ依リ之ヲ爲ス様指導スルコトトシ變更命令ノ發動ハ可成ク之ヲ爲サザルコト

第十一條第二項

◎給與關係規則ノ例外許可

本許可ハ臨時必要アル事項ニ限ルコト

第十三條

◎規則第十條ノ規定ニ依ル認可

一般的ニハ賃金統制令及會社經理統制令ニ於ケル方針ニ依ルモ特ニ生産能率増進ヲ要スル場合ニハ相當ノ考慮ヲ拂フコト

第十五條

◎厚生命令

一、規則第十三條ノ規定ニ依ル訓練計畫ノ認可ニ當リテハ一應別添記載例ヲ基準トスルモ出來得ル限り當該事業場ノ實情ヲ考慮シ重點主義ヲ加味シ事業主ノ創意ヲ活カス様指導スルコト

二、規則第十四條ノ規定ニ依ル從業者ノ青年學校履修方法ニ付テハ其ノ往復所要時間ハ原則トシテ一時間以内タル様指導スルコト

三、規則第十五條乃至第十七條ノ規定ニ依ル厚生施設計畫ハ一應別添記載例ヲ基準トスルモ既存ノモノニ付テハ必要已ムヲ得ザル場合ノ外ハ改變ヲ加ヘシムルコトナク、新設又ハ改變ヲ命ズル場合ト雖モ資材及資金調整ノ關係ヲ考慮シツツ漸次完備ヲ圖ル様指導スルコト、尙本記載例中診療施設ニ付テハ概ネ常時千人以上ノ從業者ヲ使用スル事

業場ヲ標準トスルモノソレ以下ノ事業場ニ在リテモ之ニ準ジ診療所ヲ設置スル様指導スルコト

八

第十八條

◎勞務擔當者ノ選任

主任勞務擔當者及中央勞務擔當者ニハ人物、識見、閱歷竝ニ地位ガ其ノ任務ニ付相當ナル者ヲ選任スル様指導スルコト

第十九條

◎勞務擔當者ノ指導監督

- 一、事業主ニ對スル指示ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ爲スコト
 - (一) 勞務擔當者ノ職務ノ執行不當ナリト認めラレ事業主ヨリ相當ノ戒告ヲ爲スヲ必要トスル場合
 - (二) 勞務擔當者ノ職務ノ執行ヲ圓滑ナラシムル爲ニ事業主ニ於テ相當ノ措置又ハ配慮ヲ爲スヲ要スル場合
- 二、官ニ於テ講習會ノ開催其ノ他ノ方法ニ依リ常ニ勞務擔當者ヲ教養訓練スルコト
- 三、勞務擔當者トシテ不適任ナル者ニ付テハ之ヲ改メシムル様事業主ヲ指導スルコト

二 工員從業規則記載例

第一章 總 則

第一條 工員ハ國體ノ本義ニ基ク皇國産業ノ國家的使命ト之ニ從事スル自己ノ重責トヲ認識シ和親協力以テ職分奉公ノ誠ヲ效スヲ本分トスベシ

第二條 工員ハ工場ノ秩序ヲ保持シ能率ヲ増進シ勤務ヲ快速ナラシムル爲本則ヲ遵守スルノ外上司ノ示達スル事項ヲ遵守シ特ニ左ノ事項ヲ心得フベシ

- 一 上司ニ對シ尊敬ト信頼トヲ持シ其ノ指圖ニ欣然從フコト
- 二 同僚五ニ禮儀ヲ重ンジ友愛ヲ盡シ苟クモ粗暴ノ行爲ヲ爲サザルコト
- 三 作業ヲ通ジテ心身ノ鍛鍊ト技術ノ練磨ニ努ムルコト
- 四 時間ヲ尊重シ寸暇ヲ惜ミ仕事ニ精勵スルコト
- 五 作業ハ慎重敏速ヲ旨トシ特ニ精良ヲ期スルコト
- 六 材料及動力ヲ節約シ且機械、工具ヲ大切ニ取扱フコト
- 七 作業場ヲ整頓シ且之ヲ清淨ニスルコト

第三條 工員工場ニ就業シタルトキハ左ノ事項ヲ事務所ニ届出ツベシ

九

- 一 住所又ハ居所
 - 二 家族ノ氏名、年齢、職業及続柄
 - 三 通勤ノ方法
- 前項各號ノ一ニ異動アリタルトキハ遲滞ナク事務所ニ之ヲ屈出ツベシ

第二章 身分、職務及指導監督

第四條 工員ハ左ノ種類ニ分ツ

- 一 本 工 員
 - 二 見 習 工 員
 - 三 養 成 工 員
- (例示)

第五條 本工員ハ之ヲ業務ニ依リ左ノ種類ニ分ツ

- 熔 接 工 員
 - 製 罐 工 員
 - ○ 工 員
 - ○ 工 員
- (例示)

第六條 本工員ハ之ヲ技能ノ程度ニ依リ左ノ種類ニ分ツ

- 一 一 級

二 二 級 (例示)
三 三 級

第七條 工場長ハ左ノ役付工員ヲ任命ス

- 一、組 長
- 二、副 組 長

(例示)組長ハ工員統率ノ直接ノ責任者トス
組長ハ上司ノ命ヲ受ケ副組長以下組工員ヲ指揮シ其ノ技術ヲ指導シ作業ヲ督勵ス特ニ見習工ニハ細心ノ注意ヲ以テ之ガ保護指導ニ當ルベシ

副組長ハ組長ヲ補佐シ組長事故アルトキハ之ヲ代理ス

第八條 見習工員タル期間ハ〇月トシ組長(副組長)及指定セラレタル本工員ノ指導ヲ受ケ作業ニ従事シ業務ノ習得ニ努ムルモノトス

養成工員ハ技能者養成令ニ基キ所定ノ養成ヲ受ケ作業ニ従事スルモノトス

第九條 工員ハ辭令ヲ以テ之ヲ其ノ所屬ノ部(課、係)ニ配置ス

第十條 工員ハ勤務中及出入場ノ際ハ所定ノ徽章ヲ(左胸部)ニ佩用スベシ

第三章 始業、終業、休日及休憩、早出殘業及宿直

第十一條 始業及終業時間ヲ左ノ通り定ム

自〇月〇日 (午前七時ヨリ午後五時迄)

至〇月〇日 (午前八時ヨリ午後六時迄)

第十二條 滿二十歲未滿ノ者及女子ニシテ入職後三ヶ月ヲ經過セザル未經驗工員ニ對シテハ一日十時間ヲ超エ就業セシメザルモノトス

前項ノ者ニシテ十六歲未滿ノ者及女子以外ノモノニ對シテハ深夜ニ於テ就業セシメザルモノトス

前二項ノ規定ハ所管勞務監理官ノ承認ヲ受ケタルトキハ之ヲ適用セズ

第十三條 休憩時間左ノ如シ

一 午前〇時ヨリ(十分)

二 正午ヨリ(四十五分)

三 午後〇時ヨリ(十分)

四 殘業セシムル場合ニ於テハ其ノ初ニ於テ(十分、食事ヲトラシムルトキハ四十五分)

晝食ハ正午ノ休憩時間中ニ之ヲ爲スベシ

第十四條 交替制ヲ以テ連續作業ヲ爲サシムル場合ニ於ケル就業時間及休憩時間左ノ如シ

三交替制ノ場合

第一班 〇時〇分ヨリ〇時〇分迄

休憩 〇時〇分ヨリ〇分

第二班 〇時〇分ヨリ〇時〇分迄

休憩 〇時〇分ヨリ〇分

第三班 〇時〇分ヨリ〇時〇分迄

休憩 〇時〇分ヨリ〇分

二交替制ノ場合

第一班 〇時〇分ヨリ〇時〇分迄

休憩 〇時〇分ヨリ〇分

〇時〇分ヨリ〇分

第二班 〇時〇分ヨリ〇時〇分迄

休憩 〇時〇分ヨリ〇分

〇時〇分ヨリ〇分

交替制ノ轉換ハ七日毎ニ之ヲ行フモノトス

第十五條 定休日左ノ如シ

一、毎月(第〇)及(第〇)日曜日

二、元旦、紀元節、天長節、明治節

三、〇〇〇〇〇

(業務ノ都合ニ依リ必要アルトキハ前項第一號ノ定休日ニ代ヘテ月二回ノ輪番休日ヲ與フルコトアルベシ)

業務繁忙其ノ他業務上必要アルトキハ勞務監理官ノ承認ヲ得テ前項(第一項)ノ休日ニ就業セシムルコトアルベシ

第十六條 定休日ニ就業シタル者ニ對シテハ別ニ代休日ヲ與フルモノトス

第十七條 業務上必要アルトキハ第十一條ノ規程ニ拘ラズ早出又ハ残業ヲ命ズルコトアルベシ但シ第十一條ノ就業時間ヲ通算シ就業十二時間ノ範圍ヲ超エザルモノトス

業務ノ性質上又ハ已ムヲ得ザル事由ニ因リ前項ニ據リ難キ場合ニ於テ勞務監理官ノ承認ヲ得タルトキ又ハ管理大臣ノ命令アリタル場合ニ於テ勞務管理官ニ豫メ報告シ就業十二時間ヲ超エテ早出又ハ残業ヲ命ズルコトアルベシ

第十八條 戰時事變等ノ爲必要アル場合ニ於テハ勞務監理官ノ承認ヲ受ケタル規程ニ基キ工員ニ宿直ヲ命ズルコトアルベシ

第四章 入場、退場、遅刻及早退

第十九條 工員ハ始業前〇分迄ニ(入場時ヲ登錄シテ)所定ノ場所ニ整然集合シ朝禮ヲナシテ後就業スルモノトス

第二十條 工員退場時ニアリテハ持場ヲ整頓シ(終禮ヲ行ヒタル後退場時ヲ登錄シテ)退場スベシ

第二十一條 第九條ノ時刻ヨリ〇分以上遅刻シタル者ハ入場ヲ許サズ但シ已ムヲ得ザル事由アル者ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十二條 病氣其ノ他已ムヲ得ザル事由ニヨリ早退又ハ外出スル者ハ(係長)ヨリ出門許可證ヲ受取り之ヲ門衛ニ示シテ出場スベシ

第二十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ入場ヲ許サズ又ハ退場ヲ命ズルコトアルベシ

一、酒氣ヲ帶ビタル者及酒類ヲ携帯スル者

二、火器其ノ他作業ニ必要ナラザル危險物ヲ携帯スル者

三、異様ノ服装ヲ爲シ又ハ所定ノ徽章ヲ佩用セザル者

四、其ノ他作業ヲ妨害シ若ハ工場ノ風紀ヲ著シク紊シ又ハ其ノ虞アル者

第五章 缺勤及休暇

第二十四條 病氣其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ依リ缺勤セントスル者ハ就業時刻前ニ缺勤豫定日數及其ノ事由ヲ具シ願出ツベシ

但シ其ノ願出ノ暇ナキトキハ事後速ニ其ノ事由ヲ届出ツベシ

第二十五條 工員ハ一年ニ付三日乃至五日間ノ有給慰勞休暇ヲ受ク

第二十六條 工員ハ左ノ場合ニ於テハ休暇ヲ受クルコトヲ得

一 父母、配偶者又ハ子女ノ喪ニ服スルトキ 五日

二 祖父母、配偶者ノ父母(里方ノ場合)又ハ兄弟姉妹ノ喪ニ服スルトキ 三日

三 伯叔父母ノ喪ニ服スルトキ 一日

四 父母ノ法要又ハ祭祀ヲ營ムトキ 一日

五 徴兵検査、簡閱點呼、勤務演習又ハ査閲ニ應ズルトキ 往復所要日數ヲ含ム必要日數

六 證人、鑑定人、参考人又ハ陪審員トシテ裁判所ニ出頭スルトキ其ノ他之ニ準ズルトキ 往復所要日數ヲ含ム所要日數

- 七 本人結婚セントスルトキ 前後通算 三日
- 八 女子工員ノ産前産後 連続通算 七〇日

第六章 教養訓練

第二十七條 工員ハ工場ノ教養訓練計畫ニ基キテ行フ教養訓練ヲ受クベシ但シ已ムヲ得ザル事由アリテ許可ヲ受ケタル者ハ此ノ限ニ在ラズ

第七章 保健衛生

第二十八條 工員ハ毎日工場所定ノ體操ヲ行フベシ但シ健康上體操ヲ行フコト不適當ナル者ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十九條 食事ハ所定ノ場所ニ於テ行フベシ

食事前ノ洗手ヲ勵行スベシ

第三十條 工員工場内ニ於テ負傷シ又ハ發病シタルトキハ本人(本人ガ爲シ得ザルトキハ組長又ハ同僚)ハ其ノ旨ヲ事務所ニ申出デ指揮ヲ受クベシ

第三十一條 左ニ掲グル疾病ニ罹レル者ハ就業ヲ禁止ス但シ第五號又ハ第六號ニ掲グル疾病ニ罹レル者ニ付工場ノ認ムル傳染豫防ノ處置ヲ爲シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 精神病
- 二 癩、病毒傳播ノ虞アル結核

三 法定傳染病

四 丹毒、再歸熱、麻疹、流行性腦脊髓膜炎其ノ他之ニ準ズベキ急性熱性病

五 微毒、疥癬其ノ他傳染性皮膚病

六 膿漏性結膜炎、トラホーム(著シク傳染ノ虞アルモノ)其ノ他之ニ準ズベキ傳染性眼病

七 肋膜炎、第二號以外ノ結核、心臟病、脚氣、關節炎、髓鞘炎、急性泌尿生殖器病其ノ他ノ疾病ニ罹レル者ニシテ就業ノ爲病症増悪ノ虞アルモノ

八 傳染病又ハ重大ナル疾病ニ罹レル者ニシテ其ノ症候消失シタル後ト雖モ健康ノ回復セザル場合

第三十二條 工員其ノ他ノ同居ノ家族又ハ同居人ニシテ傳染病ニ罹リ若ハ其ノ疑アル者アルトキハ直ニ其ノ旨事務所ニ届出デ指揮ヲ受クベシ

第三十三條 工員ニ對シ採用後三十日以内又ハ毎年一回(又ハ二回)健康診斷ヲ行フ

前項ノ外臨時必要アリト認ムルトキハ工員ノ全部又ハ一部ニ對シ健康診斷ヲ行フ

第三十四條 左ニ掲グル者ハ健康要保護者トシ之ニ對シ就業制限、作業ノ轉換、治療其ノ他保健衛生上必要ナル措置ヲ命ズルコトアルベシ

- 一 年齢二十歳未滿ニシテ採用後六月以内ノ者
- 二 ツベルクリン反應ノ陽性轉化後一年以内ノ者
- 三 疾病ニ罹リ又ハ身體虛弱ニシテ一定ノ保護ヲ必要トスル者
- 四 妊婦

第八章 危害豫防

第三十五條 工員ハ負傷者ノ救護ニ必要ナル救急具及材料ノ備付場所並ニ其ノ使用方法ヲ知得シ置クベシ

第三十六條 工員ハ安全管理者、安全委員其ノ他安全關係者ノ指導ニ從ヒ各自職場安全化ノ協力者タルヲ自覺シ作業安全ノ實踐ニ努ムベシ

第三十七條 工員ハ工場内ニ於テ協力シテ左記事項ヲ嚴守スベシ

- 一 原動機、動力傳導裝置、機械設備又ハ工具等ハ就業前ニ點檢シ尙故障若クハ危險ナル箇所ヲ發見シタルトキハ使用ヲ停止シ直ニ其ノ旨係員ニ報告スルコト
 - 二 係員ニ非ザルモノハ原動機ノ始動又ハ停止ヲ爲サザルコト
 - 三 工場内ニ於テハ猥リニ焚火其ノ他火氣ノ使用ヲ爲サザルコト
 - 四 業勞上火氣及火氣ヲ誘導シ易キ物品ヲ取扱フトキハ細心ノ注意ヲ拂ヒ危險ナキヲ期スルコト
 - 五 喫煙ハ休憩時間中所定ノ場所ニテ爲スコト
 - 六 危險又ハ有害ノ虞アル作業ニ從事スル者ハ常ニ所定ノ保護具ヲ使用スルコト
 - 七 常ニ整理整頓ヲ旨トシ特ニ通路、避難出口、消火設備ノ在ル箇所等ニハ物品ヲ置カザルコト
 - 八 安全規則、作業心得其ノ他危害豫防ニ關スル規則ヲ遵守シ災害豫防ニ努ムルコト
- 第三十八條 工員ハ防空、防火並ニ避難ニ際シテハ別ニ定ムル規定ニ依リテ行動スベシ
- 第三十九條 火災其ノ他ノ災害ノ發生ヲ發見シ又ハ災害發生ノ危險ヲ覺知シタル者ハ直ニ之ヲ係員其ノ他適當ノ者ニ報告スベシ

報告シ其ノ指揮ニ依リテ行動スベシ但シ急ヲ要スルトキハ臨機ノ處置ヲ執リ直ニ其ノ旨ヲ係員其ノ他適當ノ者ニ報告スベシ

第九章 表彰

第四十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ銓衡ノ上之ヲ表彰ス

- 一 品行方正技能優秀業務ニ熱心ニシテ衆ノ模範タル者
 - 二 作業上有益ナル發明改良又ハ工夫考案ヲ爲シタル者
 - 三 火災其ノ他ノ災害ヲ未然ニ防止シ若ハ災厄ニ際シテニ功勞アリタル者
 - 四 皆勤三ヶ年以上ノ者
 - 五 滿十五年（女子工員ニ在リテハ八年）以上勤續シ功勞アリタル者
 - 六 其ノ他前各號ニ準ズル程度ノ篤行又ハ功勞アリタル者
- 第四十一條 表彰ハ工場長之ヲ表彰委員會ニ諮リテ之ヲ決ス
- 第四十二條 表彰ハ賞狀、徽章、賞品又ハ賞金ヲ授與シテ之ヲ行フ

第十章 懲戒

第四十三條 懲戒ハ譴責、減給、慰勞休暇制限及懲戒解雇トス

第四十四條 前條ノ懲戒ハ左記ニ依ルモノトス

- 一 譴責ハ始末書ヲ提出セシム
- 二 減給ハ譴責ニ加フルニ賃金ノ三日間分以内ヲ總額トシ一日ニ付日給ノ三分ノ一以内ノ減給ヲナス
- 三 慰勞休暇制限ハ譴責ニ加フルニ五日以内ノ慰勞休暇制限ヲ行フ
- 四 懲戒解雇ハ豫告ヲ用ヒズシテ解雇スルモノトス
- 第四十五條 工員ハ本則ニ據ル外懲戒ヲ受クルコトナシ
懲戒ハ事情ニ依リ之ヲ工場内ニ揭示ス
- 第四十六條 本則ニヨリ工員ノ遵守スベキ事項ニ違反シタルトキハ譴責ニ處ス但シ反則輕微ナルカ又ハ改悛ノ情顯著ナルトキハ工場長ノ訓戒ニ止ムルコトアルベシ
- 第四十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ減給又ハ慰勞休暇制限ニ處ス
 - 一 火氣ノ取扱ヲ粗略ニシ又ハ所定ノ場所以外ノ場所ニ於テ焚火若ハ喫煙ヲ爲シタル者
 - 二 私品ヲ作製シ又ハ作製セントシタル者
 - 三 工場内ニ於テ喧嘩口論ヲ爲シタル者
 - 四 虚偽ノ事項ヲ申述シ工場ニ不利益ヲ齎シタル者
 - 五 素行不良ニシテ工場ノ秩序ヲ紊シタル者
 - 六 其ノ他前各號ニ準ズル程度ノ不都合ナル行爲アリタル者
- 第四十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ懲戒解雇トス
 - 一 重要ナル經歷ヲ詐リ其ノ他詐術ヲ用ヒテ雇傭セラレタル者

- 二 事業ノ祕密ヲ漏洩シ又漏洩セントシタルコト明ナル者
 - 三 私品ヲ作製シ又ハ作製セシメタル者ニシテ其ノ情重キ者
 - 四 事業場ノ物品ヲ無斷ニテ持出シ又ハ持出サントシタルコト明カナル者
 - 五 故意ニ事業場ノ設備又ハ器具ヲ破壊シタル者
 - 六 上長ノ命ニ服セザルコト數回ニ及ブ者
 - 七 上長ノ命令ヲ侮蔑シ若ハ反抗シ又ハ上長ニ對シ暴行強迫ヲ加ヘタル者
 - 八 同僚ニ對シ不法ニ辭職ヲ強要シ、教唆煽動ヲ爲シ若ハ暴行強迫ヲ加ヘ又ハ他人ノ業務遂行ヲ妨ゲタル者
 - 九 故意ニ作業能率ヲ阻害シタル者
 - 十 正當ノ理由ナク無斷缺勤十四日以上ニ及ビタル者
 - 十一 出勤常ナラズ遅刻、早退多ク勤務ニ不熱心ナル者
 - 十二 正當ノ理由ナク早出残業又ハ呼出ニ應ゼザル者
 - 十三 戒告數回ニ及ブモ仍怠慢ニシテ業務ニ不熱心ナル者
 - 十四 承認ヲ得ズシテ在籍ノ儘他人ニ雇傭セラレタル者
 - 十五 故意ニ危害豫防ニ關スル規則又ハ指揮ニ違反シタル者
 - 十六 著シク事業場ノ風紀又ハ規律ヲ紊亂シタル者
 - 十七 其ノ他前各號ニ準ズル程度ノ特ニ不都合ナル行爲アリタル者
- 第四十九條 工員本則ニ違反シタルトキハ其ノ情狀ニ依リ國家總動員法ニ基キ處罰セララルコトアルベシ

第五十條 懲戒ハ工場長之ヲ懲戒委員會ニ諮リテ決定ス

第十一章 解雇、退職

第五十一條 工員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ十四日前ニ豫告シテ之ヲ行フ但シ賃金十四日分以上ノ手當ヲ支給スルトキハ即時解雇ス

- 一 精神又ハ身體ノ障礙ニ依リ作業ニ堪エズト認メタルトキ
 - 二 考衰ノ爲作業能率著シク劣ルニ至リタルトキ
 - 三 事業縮少ノ爲工員ニ過剩ヲ生ジタルトキ
 - 四 其ノ他前各號ニ準ズル程度ノ已ムヲ得ザル事由アルトキ
- 第五十二條 工員退職セントスルトキハ十四日前ニ所屬組長ヲ經テ退職願ヲ提出シ從前ノ就業ヲ繼續スベシ但シ入營、應召其ノ他之ニ準ズル事由ニ因リ退職セントスルトキハ此ノ限りニ在ラズ

三 勞務監理官事務取扱方針

第四條 關係

就業時間、休憩時間及休日

- 1、就業時間制限令ノ不適用ニヨリ事業主ニ於テ無制限ニ時間ヲ延長ラナシ得ルガ如キ觀念ヲ抱カシメザル様特ニ留意スルコト
- 2、長期持久性アル能率ノ向上ヲ期スル爲計畫的ニ作業ヲ行ハシメ可及的十二時間ヲ超エテ就業セシムルコトナキ様指導スルコト
十二時間以内ナル場合ハ所定就業時間ヲ超エ居ルモ特ニ承認ヲ受クルヲ要セザルコト
- 3、十二時間ヲ超エテ就業時間ヲ延長セントスルトキ又ハ休日ヲ廢止セントスル場合ハ豫メ申出デシメ其ノ實情ヲ查察シ大體左記各號ヲ標準トシテ眞ニ已ムヲ得ザル場合ニ限り承認ヲ與フルコト
イ、作業ノ性質上必要アル場合
ロ、交替制ニ於テ交替時ニ於テ必要アル場合
ハ、一定期間内ニ於ケル急速ナル軍需ノ充足ヲ必要トスル場合
ニ、災害事故等ニヨリ緊急ノ措置ヲ必要トスル場合

ホ、其ノ他前各號ニ準ズル事由アリタル場合

前項各號ニ該當スル場合ニ於テ勞務監理官ノ承認ヲ得ル暇ナキトキハ事後ニ於テ承認ヲ受ケシムルコト

4、就業時間ノ延長ヲナシタルトキハ其後ノ生産、缺勤、災害等ノ狀況ニ特ニ留意シ必要ナル措置ヲ講ゼシムル

コト

5、軍管理工場ノ就業時間ニ付テハ常ニ軍監理官ト密接ナル連絡ヲ保持スルコト

(記載例第十二條關係)

未經験工員ノ十時間以上ノ就業又ハ深夜就業ノ承認

1、業務繁忙其ノ他已ムヲ得ザル事由アル場合ハ入職後二ヶ月ヲ經過セル者ニ限り承認シ得ルコト

2、作業ノ性質上晝夜連續作業ヲ必要トスルモノニシテ作業ノ輕易ナルモノニ付テハ入職後一ヶ月ヲ經過セル

者ニ限り承認シ得ルコト

3、右承認ヲ爲シタルトキハ其ノ後ノ缺勤、災害、疾病等ノ狀況ニ留意シ必要ナル措置ヲ講ゼシムルコト

四 職員從業規則記載例

第一章 總 則

第一條 職員ハ國體ノ本義ニ基ク皇國産業ノ國家的使命ト之ガ指導者タル自己ノ重責トヲ認識シ和親協力以テ職分奉公ノ誠ヲ效スベシ

第二條 職員ハ本則ヲ遵守スルノ外上司ヲ尊敬シ同僚互ニ禮儀ヲ重シ部下ニ對シテハ率先垂範克ク之ヲ指導スベシ

第三條 職員當事業場ニ服務シタルトキハ左ノ事項ヲ事務所ニ届出ツベシ

一 住所又ハ居所

二 家族ノ氏名、年齢、職業及續柄

三 通勤ノ方法

前項各號ノ一ニ異動アリタルトキハ遲滞ナク事務所ニ之ヲ届出ツベシ

第二章 身分職務及指揮監督

第四條 當事業場ニ左ノ職員ヲ置ク

工場長、技師長、技師、技師補、技手、技手補、主事、主事補、書記、書記補、雇(例示)

第五條 工場長ハ事業主ノ命ヲ承ケ當事業場ノ業務一切ヲ掌理ス

技師長ハ事業主及工場長ノ命ヲ承ケ當事業場ニ於ケル技術全般ニ關スル事務ヲ掌理ス

第六條 當事業場ニ於ケル業務ヲ分掌スル爲分擔組織ヲ左ノ通定ム

(左記省略)

第七條 課ニ課長ヲ置キ主事又ハ技師ヲ以テ之ニ充ツ

課長ハ上司ノ命ヲ承ケ課務ヲ掌理シ課員ヲ指揮監督ス

課長ハ其ノ業務ニ關シ直接ノ責任者トス

第八條 工場長、技師長、課長以外ノ職員ハ各課ニ分屬ス

課員ノ分擔事務ハ課長上司ノ命ヲ承ケ之ヲ定ム

課員ハ課長ノ命ヲ承ケ其ノ分掌事務ニ従事スルモノトス

第九條 職員ハ服務中及出入場ノ際所定ノ徽章ヲ佩用スベシ

第三章 始業、終業、休憩及休日

第十條 服務時間ヲ左ノ通定ム

自〇月〇日 至〇月〇日 午前〇時ヨリ午後〇時迄

自〇月〇日 至〇月〇日 午前〇時ヨリ午後〇時迄

第十一條 業務繁忙ナルトキ其ノ他業務上ノ必要ニヨリ服務時間外ト雖モ隨時服務ヲ命ズルコトアルベシ

第十二條 休憩時間ヲ左ノ通定ム

正午ヨリ〇分トス

第十三條 職員休日ヲ左ノ通定ム

一 毎月(第〇)及(第〇)日曜日

二 元旦、紀元節、天長節、明治節

三 〇〇〇〇

業務繁忙ナルトキ其ノ他業務上必要アルトキハ前項ノ休日ニ服務セシムルコトアルベシ

定休日ニ服務シタル者ニ對シテハ別ニ代休日ヲ與フルモノトス

第十四條 左ノ場合ニ於テハ休暇ヲ受クルコトヲ得

一 父母、配偶者及子女ノ喪ニ服スルトキ 五日

二 祖父母、配偶者ノ父母(里方ノ場合)兄弟姉妹ノ喪ニ服スルトキ 三日

三 伯叔父母ノ喪ニ服スルトキ 一日

四 父母ノ法要又ハ祭祀ヲ營ムトキ 一日

五 徴兵検査、簡閱點呼、勤務演習又ハ査閲ニ應ズルトキ 往復所要日數ヲ含ム必要日數

六 證人、鑑定人、參考人又ハ陪審員トシテ裁判所ニ 往復所要日數ヲ含ム必要日數

出頭スルトキ其ノ他ニ之ニ準ズルトキ

七 本人結婚セントスルトキ

前後通算 三日

八 女子職員ノ産前産後

連続通算 七〇日

二八

第十五條 職員ハ當直及宿直ヲ爲スベシ當直及宿直ニ關スル規程ハ勞務監理官ノ承認ヲ得テ別ニ之ヲ定ム

第四章 出勤、退出、缺勤、休暇、遅刻及早退

第十六條 職員ハ定刻前ニ出勤シ（入場時ヲ登録シテ）朝禮ヲ爲シテ後服務スルモノトス

第十七條 病氣其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ依リ缺勤セントスルトキハ豫メ缺勤豫定日及其ノ事由ヲ具シ願出ヅベシ但シ其ノ願出ノ暇ナキトキハ事後速ニ其ノ事由ヲ添ヘテ届出ヅベシ

病氣缺勤七日ヲ超ユルトキハ醫師診斷書ヲ添ヘテ缺勤願ヲ提出スベシ

第十八條 職員ニ對シ一年ニ付十日以内ノ慰勞休暇ヲ與フ但シ前年度ニ於テ缺勤日數十日以上ノ者及其ノ年ノ在籍日數少キ者ニ付テハ休暇日數ヲ短縮シ又ハ與ヘザルコトアルベシ

第十九條 遅刻シタル者ハ遅滞ナク其ノ事由ヲ上司ニ報告スベシ

第二十條 病氣其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ依リ早退スルトキハ上司ノ許可ヲ受クベシ

第五章 保健衛生

第二十一條 職員ハ毎日工場所定ノ體操ヲ行フベシ但シ健康上體操ヲ行フコト不適當ナル者ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十二條 左ノ疾病ニ罹レル者ハ服務ヲ禁止ス但シ第五號又ハ第六號ニ掲グル疾病ニ罹レル者ニ付工場ノ認ムル傳染防ノ處置ヲ爲シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 精神病

二 癩、病毒傳播ノ虞アル結核

三 法定傳染病

四 丹毒、再歸熱、流行性腦脊髓膜炎其ノ他之ニ準ズベキ急性熱性病

五 梅毒、疥癬其ノ他傳染性皮膚病

六 濃漏性結膜炎、トラホーム（著シク傳染ノ虞アルモノ）其ノ他之ニ準ズベキ傳染性眼病

七 肋膜炎、第二號以外ノ結核、心臟病、脚氣、關節炎、腮腺炎、急性泌尿生殖器病其ノ他ノ疾病ニ罹レル者ニシテ就業ノ爲病症増悪ノ虞アルモノ

八 傳染病又ハ重大ナル疾病ニ罹レル者ニシテ其ノ症候消失シタル後ト雖モ健康ノ回復セザル場合

第二十三條 同居ノ家族又ハ同居人ニシテ傳染病ニ罹リ若ハ其ノ疑アルトキハ直ニ其ノ旨事務所ニ届出テ指揮ヲ受クベシ

第二十四條 職員ニ對シ年一回（〇月）健康診斷ヲ行フ

前項ノ外臨時必要アリト認ムルトキハ職員ノ全部又ハ一部ニ對シ健康診斷ヲ行フ

第二十五條 左ニ掲グル者ハ健康要保護者トシ之ニ對シ服務制限、執務ノ轉換、治療其ノ他保健衛生上必要ナル措置ヲ命ズルコトアルベシ

一 年齢二十歳未滿ニシテ採用後六月以内ノ者

二 ツベルクリン反應ノ陽性轉化後一年以内ノ者

- 三 疾病ニ罹リ又ハ身體虛弱ニシテ一定ノ保護ヲ必要トスル者
- 四 姪 婦

第六章 危害豫防及變災時處置

- 第二十六條 職員ハ負傷者ノ救護ニ必要ナル救急具及材料ノ備付場所並ニ其ノ使用方法ヲ知得シ置クベシ
- 第二十七條 職員ハ常ニ安全管理者安全委員ト協力シ危害豫防ニ努ムベシ
- 第二十八條 職員火災其ノ他災害ノ發生ヲ發見シ又ハ災害發生ノ危険ヲ覺知シタルトキハ直ニ之ヲ擔當係員ニ報告シ其ノ指揮ニ依リ行動スベシ但シ急ヲ要スルトキハ臨機ノ處置ヲ執リ直ニ其ノ旨係員ニ報告スベシ

第七章 表彰

- 第二十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ銓衡ノ上之ヲ表彰ス
 - 一 品行方正技術優秀、業務ニ熱心ニシテ衆ノ模範タル者
 - 二 事業上有益ナル發明改良又ハ工夫考案ヲ爲シタル者
 - 三 火災其ノ他ノ災害ヲ未然ニ防止シ若ハ災危ニ際シ特ニ功勞アリタル者
 - 四 其ノ他前各號ニ準ズル程度ノ篤行又ハ功勞アリタル者
- 第三十條 表彰ハ工場長表彰委員會ニ諮リテ之ヲ決ス
- 第三十一條 褒賞ハ賞狀及徽章、賞品又ハ賞金ヲ授與シテ事業主之ヲ行フ

第八章 懲戒

- 第三十二條 懲戒ハ譴責、減俸及免職トシ工場長(又ハ事業主)之ヲ行フ
- 第三十三條 前條ノ懲戒ハ左記ニ依ルモノトス
 - 一 譴責ハ始末書ヲ提出セシム
 - 二 減俸ハ譴責ノ外ニ俸給一月分ノ二割以内トス
 - 三 免職ハ豫告ヲ用ヒズシテ解職ス
- 第三十四條 本則ニ依リ職員ノ遵守スベキ事項ニ違反シタル者又ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ譴責又ハ減俸ニ處ス但シ反則輕微ナルカ又ハ改悛ノ情顯著ナルトキハ訓戒ニ止ムルコトアルベシ
 - 一 素行不良ナル者
 - 二 越權專斷ノ所爲アリタル者
 - 三 其ノ他前各號ニ準ズル程度ノ不都合ナル行爲アリタル者
- 第三十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ免職トス
 - 一 重要ナル經歷ヲ詐リ其ノ他詐術ヲ用ヒテ入社シタル者
 - 二 業務上ノ秘密ヲ洩漏各ハセントシタルコト明ナル者
 - 三 上司ノ命令ヲ侮蔑シ又ハ反抗シ若ハ上司ニ對シ暴行脅迫ヲ加ヘタル者
 - 四 同僚又ハ工員ニ對シ辭職ヲ強要シ教唆煽動ヲ爲シタル者

- 五 出勤常ナラズ勤務ニ不熱心ナル者
 - 六 在籍ノ儘他人ニ雇傭セラレタル者
 - 七 其ノ他前各號ニ準ズル程度ノ不都合ナル行爲アリタル者
- 第三十六條 職員本則ニ違反シタルトキハ其ノ情狀ニ依リ國家總動員法ニ基キ處罰セララルコトアルベシ

第九章 解職、退職

第三十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ一ヶ月以前ニ豫告シテ解職スルコトアルベシ但シ一ヶ月分ノ俸給ヲ支給シテ即時解職スルコトヲ得

- 一 精神又ハ身體ノ障礙ニ依リ服務ニ堪エズト認メタルトキ
 - 二 老衰ノ爲作業能率著シク劣レルニ至リタルトキ
 - 三 事業縮少ノ爲職員ニ過剩ヲ生ジタルトキ
 - 四 其ノ他前各號ニ準ズル程度ノ事由又ハ事業經營上已ムヲ得ザル都合アルトキ
- 第三十八條 職員退職セントスルトキハ事前ニ願出デ沙汰アル時マデ従前ノ服務ヲ繼續スベシ
前項ノ願出ハ其ノ者ノ所屬スル課長ヲ經由シ之ヲ爲スベシ

五 工員賃金規則記載例

- 第一條 工員ニハ本給、請負利益金、獎勵加給金、手當、實物給與、賞與及臨時ノ給與ヲ支給ス
- 第二條 本給、請負利益金、獎勵加給金及手當ハ毎月前月二十一日ヨリ其ノ月ノ二十日迄ヲ以テ締切り其ノ支拂ハ毎月二十七日ニ之ヲ行フ
- 賃金支拂日休日ニ當ルトキハ前日ニ繰上グ（翌日ニ繰下グ）
- 第三條 工員左ノ場合ニ該當スルトキハ前條ノ規定ニ拘ラズ其ノ都度賃金ヲ支拂フ但シ第五號乃至第九號ノ場合ニ於テハ本人ノ請求ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 一 死亡シタルトキ
 - 二 退職シ又ハ解雇セラレタルトキ
 - 三 入營又ハ應召セントスルトキ
 - 四 徵用解除セラレタルトキ但シ引續キ従業スルモノヲ除ク
 - 五 一ヶ月以上ニ互リテ歸郷スルトキ
 - 六 本人又ハ其ノ家族ノ結婚、葬儀等ノ爲臨時ノ出資ヲ要スルトキ
 - 七 天災其ノ他ノ災厄ニ遭遇シ又ハ負傷若ハ疾病ニ罹リ費用ヲ要スルトキ
 - 八 新ニ世帯ヲ持チ其ノ他之ニ類スル事項ニ付必要ナル費用ニ充ツルトキ

九 其ノ他特ニ必要アリト認ムルトキ

第四條 未経験勞務者ノ雇入ノ際ノ日給額ハ左ノ通トス但シ作業ノ種類、個人ノ能力等ニ依リ此ノ額ノ一割増ノ範圍内ニ於テ増スコトアルベシ

年齢別	男女別	
	男	女
一四歳以上 一五歳未満	六〇錢	五五
一六歳以上 一七歳未満	七〇錢	六〇
一七歳以上 一八歳未満	八〇錢	六五
一八歳以上 一九歳未満	九〇錢	七〇
一九歳以上 二〇歳未満	一〇〇錢	七五
二〇歳以上 二五歳未満	一一〇錢	七五
二五歳以上 三〇歳未満	一二〇錢	八〇
三〇歳以上	一四〇錢	八〇

當該年度國民學校高等科卒業者タル養成工ノ雇入ノ際ノ日給額ハ前項ニ拘ラズ六十錢トス

第五條 未経験勞務者以外ノ勞務者ノ雇入ノ際ノ日給額ハ左ノ通トス但シ作業ノ種類、技倆等ニ依リ此ノ額ノ二割増ノ範圍内ニ於テ増スコトアルベシ

年齢別	男女別	
	男	女
一四歳以上 一五歳未満	七〇錢	八〇
一六歳以上 一七歳未満	八〇錢	九〇
一七歳以上 一八歳未満	九〇錢	一〇〇
一八歳以上 一九歳未満	一〇〇錢	一一〇
一九歳以上 二〇歳未満	一一〇錢	一二〇
二〇歳以上 二五歳未満	一二〇錢	一三〇
二五歳以上 三〇歳未満	一三〇錢	一四〇
三〇歳以上	一五〇錢	一六〇

年齢別	子		女
	十年以上	五年以上 十年未満	
三年以上 五年未満			六五
五年以上 十年未満			七〇
十年以上			七五
			八〇
			八五
			九〇
			一〇〇
			一〇〇
			一〇〇

當該年度學校卒業者ノ雇入ノ際ノ日給額ハ前項ニ拘ラズ左ノ通トス

- 中學校 一一〇錢
- 工業學校(乙種) 一二〇錢
- 工業學校(甲種) 一三〇錢
- 女學校 一〇〇錢

第六條 日給ノ最低額ハ第四條ニ掲グル額トス

第七條 本給ハ就業時間(休憩時間ヲ含ム)十時間ニ對シテ定ムル日給ヲ基礎トシテ左ノ式ニ依リ計算ス

$$\text{本給} = \frac{\text{日給}}{10} \times \text{就業時間數} \quad (\text{休憩時間ヲ含ム})$$

第八條 工員遅刻又ハ早退ノ爲一日ノ就業時間ニ三十分未満ノ端數ヲ生ジタル場合ニハ前條ニ定ムル本給ノ計算ニ於テハ之ヲ切捨ツルモノトス

不可抗力ニ依ル遅刻ノ場合ニハ第四條ニ定ムル本給ノ計算ニ於テハ其ノ時間ハ之ヲ就業時間ニ算入ス

第九條 工員自己ノ都合ニ依ラズシテ退場シタル場合ニハ第七條ニ定ムル本給ノ計算ニ於テ就業時間五時間ニ滿タザル場合ハ五時間、五時間ヲ超エ十時間ニ滿タザル場合ハ十時間ヲ以テ當日ノ就業時間トス

第十條 工員公傷病ニ依リ退場シ就業時間十時間ニ滿タザル場合ハ第七條ニ定ムル本給ノ計算ニ於テハ十時間ヲ以テ當日ノ就業時間トス

第十一條 工員ニ對シ本給ノ外本條ノ定ムル所ニ依リ請負利益金又ハ獎勵加給金ヲ支給ス

(一) 單價請負

〇〇作業、〇〇作業及〇〇作業ハ單價請負ニ依リ其ノ請負利益金算定式ハ左ノ通トシ請負單價ハ別紙第一表ニ依ル

(イ) 個人請負(〇〇作業〇〇作業)

請負利益金 = 單價 × 生産個數 - 本給 (不合格品ヲ含マズ)

但シ單價生産個數ガ本給ヨリ小ナルトキハ請負利益金ハ〇トス

(ロ) 團體請負(〇〇作業〇〇作業)

團體請負利益金 = (單價 × 生産個數) - (團體 = 屬スル工員ノ本給ノ合計)

但シ單價生産個數ガ團體 = 屬スル工員ノ本給ノ合計ヨリ小ナルトキハ請負利益金ハ〇トス ●

個人請負利益金 = 團體請負利益金 × $\frac{\text{個人ノ本給}}{\text{團體 = 屬スル工員ノ本給ノ合計}}$

(二) 時間請負

〇〇作業及〇〇作業ハ時間請負ニ依リ其ノ請負利益金算定ハ左ノ通トシ標準時間給ハ別紙第二表、請負時間ハ別

紙第三表ニ依ル

(イ) 個人請負(〇〇作業〇〇作業)

請負利益金 = 標準時間給 × (請負時間 - 實際時間)

但シ實際時間ガ請負時間ヲ超エタルトキハ請負利益金ハ〇トス

(ロ) 團體請負(〇〇作業〇〇作業)

團體請負利益金 = 標準時間給 × (請負時間 - 實際時間)

但シ實際時間ガ請負時間ヲ超エタルトキハ請負利益金ハ〇トス

個人請負利益金 = 團體請負利益金 × $\frac{\text{個人ノ本給}}{\text{團體 = 屬スル工員ノ本給ノ合計}}$

(三) 左ニ掲グル者ハ單價請負又ハ時間請負ニ依ラス獎勵加給金ヲ支給ス

獎勵加給金ハ本給ニ獎勵加給率ヲ乗ジタル額トス

(イ) 間接工(〇〇工 〇〇工)

此ノ場合ノ獎勵加給率ハ左ノ算式ニ依ル

獎勵加給率 = 工場平均請負利益率 × 0.8

工場平均請負利益率 = $\frac{\text{單價請負又ハ時間請負 = 依ル工員請負利益金ノ合計}}{\text{單價請負又ハ時間請負 = 依ル工員ノ本給ノ合計}}$

(ロ) 養成工

此ノ場合ノ獎勵加給率ハ左ノ如シ

第一學年 〇・二
第二學年 〇・三

(ハ) 新ニ雇入レタル未経験勞務者
此ノ場合ノ獎勵加給率ハ左ノ如シ
雇入當時ノ年齢三〇歳未満ノモノ 雇入後三ヶ月間 〇・二
雇入當時ノ年齢三〇歳以上ノモノ 雇入後三ヶ月間 〇・二
雇入當時ノ年齢三〇歳以上ノモノ 雇入後四ヶ月ヨリ九ヶ月間 〇・三
(ニ) 新ニ雇入レタル未経験勞務者以外ノ勞務者
此ノ場合ノ獎勵加給率ハ左ノ如シ
雇入後一ヶ年間 〇・二

第十二條 手当ハ左ノ通トス

名 稱	額 又 ハ 率	給 與 條 件
早出殘業歩増	日給ノ一分 二分	早出殘業二時間迄ノ就業一時間ニ付 早出殘業二時間ヲ超ユル就業一時間ニ付
夜勤歩増	三分	交替制ニ依ル夜間就業一時間ニ付

休日出勤手当	同	十割	元且ノ出勤ニ對シ
皆勤手当	同	五分	元且以外ノ大祭、祝日ノ出勤ニ對シ
作業手当	同	一割	右以外ノ所定休日ノ出勤一日ニ對シ
役付手当	同	二日分	一ヶ月皆勤ニ對シ月額
不就業手当	標準報酬日額ノ八割	四錢	金屬鑄物製造ニ於ケルハツリ又ハ砂落ノ作業一時間ニ付
慰勞休暇手当	日給ノ一日分	二錢五厘	電弧熔接作業一時間ニ付
軍事參會手当	同	三圓	伍長一人ニ付月額
家族手当	別紙ニ依ル	五圓	組長一人ニ付月額
入管應召手当	同		工員ノ都合ニ依ラズシテ臨時ニ休業セシメタル場合一日ニ付 就業規則第〇〇條ニ依ル慰勞休暇一日ニ付 就業規則第〇〇條〇號ノ軍事參會一日ニ付

第十三條 實物給與ハ左ノ通トス

種 類	數 量	評 價 額	給 與 條 件
作業服	一着	十五圓	養成工入社ニ際シ

徴用ニ依リ新ニ使用セラルルニ至リタル工員ニハ當初少ナクトモ一回ハ所定ノ作業服、作業帽ヲ又必要ニ應ジ作業手袋ヲ貸與スルモノトス（本項ハ徴用工場ニ限ル）

第十四條 賞與ハ毎年六月及十二月ノ二回一般工員ニ對シ之ヲ支給ス

賞與ノ額ハ支給ノ都度之ヲ定ムルモノトス

第十五條 工員寄宿舎又ハ之ニ準ズル施設ニ宿泊スルトキハ毎月左ノ通徴收ス

一 宿	泊	料	三	圓
二 食	事		九	圓

第十六條 賃金支拂ノ際別ニ定ムル貯蓄規程ニ依リ左ノ割合ニ依ル貯蓄額ヲ毎月各自ノ受クベキ賃金ヨリ控除ス
賃金實收月額

百圓未滿	百分ノ五
百圓以上	百分ノ七
百五十圓未滿	百分ノ十
百五十圓以上	百分ノ十

第十七條 徴用ニ依リ新ニ當工場ニ就業スルニ至リタル工員ノ手當其ノ他ヲ含メタル實收賃金が従前ノ收入ニ比シ低額ナルトキハ工員ノ生活事情、労働條件等ヲ考慮シ相當額ヲ補給ス（本條ハ徴用工場ニ限ル）

第十八條 徴用工員ノ父母妻子ノ死亡（危篤ヲ確認シタル場合ヲ含ム）ノ際ニ於ケル工員ノ歸省ニ付テハ往復旅費ヲ支給シ徴用工員ノ危篤又ハ死亡ノ際ニ於ケル家族ノ出頭ニ付テハ家族二人ヲ限り往復旅費及必要ナル滞在期間中ノ滞在費ヲ支給ス（本案ハ徴用工場ニ限リ）

第十九條 工員徴用滿期ニ依リ徴用解除トナリタル際ニハ三十圓又ハ其ノ者ノ標準報酬日額ノ二十日分ヲ下ラザル限度ニ於テ勞務管理官ノ裁定ヲ得タル慰勞金ヲ支給ス（本條ハ徴用工場ニ限ル）

六 工員賃金規則記載注意

一、賃金締切ノ期間及支拂ノ期日並ニ方法ニ關スル事項

所定ノ支拂期日ニ拘ラス賃金ヲ支拂フベキ場合ニ關スル規定ハ必ズ之ヲ規定スルコト

參照 別紙賃金規則記載例（以下記載例ト稱ス）第二條、第三條

二、定額給ノ定アルトキハ其ノ初給額及最低額ニ關スル事項

（イ） 男女、年齢、學歷、經驗、作業ノ種類、技術等ニ依リ異ナル定アルトキハ各別ニ記載スルコト

（ロ） 月給、日給又ハ時給ノ別ヲ明ニスルコト

（ハ） 可成實際ノ標準額ヲ表示シ特別ノ取扱ニ付テハ但書、備考等ニ依リ之ヲ明確ニスルコト

參照 準則第四條乃至第六條

三、請負賃金制ニ於ケル保證給ノ初給額及最低額ニ關スル事項

（イ） 保證給ノ最低額ハ定額給ヲ下ラザルコト

（ロ） 定額給ヲ保證スル場合ハ其ノ旨ノ記載ヲ以テ足ルコト

參照 準則第十一條一（一）ノ（イ）ノ算式ノ但書

四、賃金計算ノ基礎ト爲ルベキ所定就業時間ニ關スル事項

（イ） 工員ノ一部ニ付日給ノ基礎トナルベキ就業時間ヲ異ニスル定アル場合ニ於テハ之ヲ明確ニスルコト

- (ロ) 基本給算定ニ關スル規定ヲ記載スルコト
基本給算定ノ算式ニ關係アル事項ニシテ説明ヲ要スルモノハ必ず規定スルコト
特ニ就業時間ニ付テハ休憩時間ヲ含ム場合ト實働時間ニ依ル場合トヲ明確ニスルコト
- (ハ) 就業時間又ハ實働時間ノ端數ノ切捨又ハ切上ノ取扱ヲ爲ス場合ハ其ノ旨記載スルコト
- 五、遅刻又ハ早退ノ場合ニ於ケル賃金ノ計算方法ニ關スル事項
工員自己ノ都合ニ依ラズ又ハ公傷病ニ依リ退場シタル場合ニ其ノ基本給算定ニ付特別ノ取扱ヲナストキハ其ノ旨記載スルコト
- 六、單價請負、時間請負又ハ歩合請負ノ制アルトキハ其ノ請負單價、請負時間又ハ請負歩合及賃金算定方法ニ關スル事項

1. 賃金算定方法ニ關スル事項

- (イ) 賃金算定方法ハ個人ノ受取分算定迄明確ナラシムルコト
- (ロ) 分配係數、成績係數等各種係數ヲ用フル場合ハ其ノ内容ヲ明確ニスルコト、其ノ係數等ノ決定ニ付自由裁量ノ餘地アルモノハ其ノ限度ヲ明確ニスルコト
- (ハ) 資材、作業ノ種類等ニ依リ又ハ個人ノ勤務狀況等ニ依リ一般請負利益率又ハ個人分配率ニ付自由裁量ノ餘地アルモノ其ノ限度ヲ明確ニスルコト
- (ニ) 賃金算定方式毎ニ其ノ適用ヲ受クル勞務者ノ種類ヲ作業種類又ハ職業名等ニ依リ記載スルコト
- (ホ) 一定率ニ依ル獎勵加給等モ請負賃金制ニ於ケル賃金算定法ニ準ジ記載スルコト

2. 請負單價、請負時間又ハ請負歩合

- (イ) 請負單價等ハ原則トシテ其ノ全部ヲ列擧スルコト但シ作業又ハ製品ノ種類多數ナキトキハ其ノ主要ナルモノニ付記載スルヲ以テ足り同種ノ製品ノ製造又ハ同種ノ作業ガ長期繼續セザルモノナルトキハ之ノ記載ヲ省略スルヲ得ルコト
- (ロ) 請負單價等ノ記載ハ標準額ヲ以テシ、之ニ依ラザル場合ハ其ノ取扱基準ヲ別ニ記載スルコト
参照 準則第十條
- 七、手當ヲ支給スルトキハ其ノ名稱及額又ハ率並ニ給與條件ニ關スル事項
(イ) 額又ハ率ハ一定數ニ依リ明確ナラシムルコト
(ロ) 給與條件ニ於テ自由裁量ノ餘地アルモノハ其ノ限度ヲ明確ナラシムルコト
(ハ) 家族手當、入營應召手當等詳細ナル規定ヲ要スルモノハ別紙トスルコト
参照 準則第十二條
- 八、實物給與ヲ爲ストキハ其ノ種類、數量、評價額及給與條件ニ關スル事項
白米、精麥、食事ノ給與及住宅ノ給與ニ付テハ昭和十五年十月厚生省告示第三百二十三號ニ依ル評價額ヲ記載スルコト其ノ他ノ實物給與ノ評價額ハ時價ヲ記載スルコト
参照 準則第十三條
- 九、賃金ノ一部ヲ貯蓄又ハ公債購入ノ爲控除スルトキハ其ノ定ノ要旨ニ關スル事項
(イ) 貯蓄ノ種類並ニ貯蓄ノ率又ハ額ヲ記載スルコト

(ロ) 勞務者ノ身分、收入、家族數等ニ依リ貯蓄ノ率又ハ額ガ異ナルトキハ之ヲ明ラカナラシムルコト
参照 準則第十六條
十、其ノ他賃金ニ關シ必要ナル事項

七 工員昇給内規記載例

第一條 昇給期日ハ毎年二回トシテ昇給資格ヲ有スルモノニ付六月二十五日及十二月二十五日ニ之ヲ行フモノトス

第二條 昇給調査期日ハ昇給期日ノ前月二十五日トス

第三條 前昇給ニ於ケル昇給調査期日ヨリ當該昇給調査期日迄ニ左ニ掲グル期間ヲ經過シタル者ヲ昇給資格者トス但
シ新ニ從業シタル者ニ付テハ當該昇給調査期日迄ニ三ヶ月ヲ經過シタル者ヲ昇給資格者トス

賃 金	經 過 期 間
日給二圓五十錢未滿	六 ケ 月
日給二圓五十錢以上	一 ケ 年

第四條 昇給調査期日前六ヶ月ニ付缺勤三十日、一ケ年ニ付缺勤六十日ヲ超エタル場合ニハ當該期ニ限り昇給セシメザルコトアルベシ但シ左ニ掲グル日數ハ缺勤日數ニ計算セズ

- 一 特ニ休業ヲ命ジタル場合ノ日數
 - 二 業務上傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ休業シタル日數
 - 三 軍事參會、公務出頭又ハ忌引若ハ法要ノ爲休業シタル日數ニシテ工員就業規則第〇〇條ニ定ムル日數
- 第五條 遅刻又ハ早退三回ヲ以テ缺勤一日ト看做シ前條ノ缺勤日數ニ算入ス但シ不可抗力ニ因ル遅刻其ノ他已ムラ得ザル事由ニヨル早退ヲ除ク
- 第六條 工員第三條ノ期間内ニ就業規則ノ定ムル所ニ依リ左記回數懲戒セラレタル者ハ當該期ニ限り昇給セシメザル

コト

其ノ他ノ懲戒 一回以上

第七條 一回ノ昇給額ハ左ノ通トス

賃金 最高

標準

最低

日給一圓五十錢未滿

〇〇錢

〇〇錢

〇錢

同 一圓五十錢以上

〇〇錢

〇〇錢

〇錢

同 二圓五十錢未滿

〇〇錢

〇〇錢

〇錢

第八條 養成工ノ昇給ハ第一條乃至第三條ノ規定ニ拘ラズ左ノ通トス但シ技術、勤務成績ニ依リ此ノ額ノ三割ノ範圍内ニ於テ増減スルコトアルベシ

學年	昇給月日	
	九月二十五日	三月二十五日
第一學年	〇〇錢	〇〇錢
第二學年	〇〇錢	〇〇錢
第三學年	〇〇錢	〇〇錢
第四學年	〇〇錢	〇〇錢

第九條 工員召集解除若ハ除隊又ハ徵用解除等ノ場合ニ於テハ前各條ニ拘ラズ他ノ工員ニ比シ昇給ノ遅レタルヲ回復セシムルモノトス(入營又ハ應召中ノ者ニ對シテハ第四條ニ拘ラズ昇給期毎ニ所定ノ昇給ヲナスモノトス)

八 職員給料規則記載例

四八

- 第一條 職員ニハ基本給料、手当、賞與、退職金及臨時ノ給與ヲ支給ス
前項ノ給與ノ外特ニ必要アル場合ニ於テハ交際費、機密費ヲ支給スルコトアルベシ
- 第一項ノ給與ハ實物ヲ以テ支給スルコトアルベシ
- 第二條 給料ハ前月二十一日ヨリ其ノ月ノ二十日迄ヲ以テ締切り其ノ支拂ハ毎月二十五日ニ之ヲ支拂フ
給料支拂日休日ニ當ルトキハ前日ニ繰上グ（翌日ニ繰下グ）
- 第三條 職員左ノ場合ニ該當スルトキハ前條ノ規定ニ拘ラズ其ノ都度基本給料及手当ヲ支拂フ但シ第五號乃至第九號ノ場合ニ於テハ本人ノ請求ナキトキハ此ノ限ニ在ラズ
 - 一 死亡シタルトキ
 - 二 退職又ハ解雇セラレタルトキ
 - 三 入營シ又ハ應召セントシタルトキ
 - 四 徵用解除セラレタルトキ但シ引續キ從業スルモノヲ除ク
 - 五 一ヶ月以上ニ互リテ歸郷スルトキ
 - 六 本人又ハ其ノ家族ノ結婚、葬儀等ノ爲出費ヲ要スルトキ
 - 七 天災其ノ他ノ災厄ニ遭遇シ又ハ負傷若ハ疾病ニ罹リ費用ヲ要スルトキ

- 八 新ニ世帯ヲ持チ其ノ他之ニ類スル事項ニ付必要ナル費用ニ充ツルトキ
- 九 其ノ他特ニ必要アリト認ムルトキ

第四條 職員ノ基本給料月額ノ最高初給額ハ左ノ通トス

- 一 大學令ニ依ル大學卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル技術者八十五圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ八十五圓ニ卒業後ノ年數一年ニ付三圓ヲ加算シタル金額
- 二 大學令ニ依ル大學卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル事務者七十五圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ七十五圓ニ卒業後ノ年數一年ニ付三圓ヲ加算シタル金額
- 三 専門學校若ハ實業學校令ニ依ル専門學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル技術者七十圓但シ卒業後一年以上ヲ經過スルモノニ在リテハ七十圓ニ卒業後ノ年數一年ニ付二圓五十錢ヲ加算シタル金額
- 四 専門學校令若ハ實業學校令ニ依ル専門學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル事務者六十圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ六十圓ニ卒業後ノ年數一年ニ付二圓ヲ加算シタル金額
- 五 實業學校令ニ依ル實業學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル技術者四十五圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ四十五圓ニ卒業後ノ年數一年ニ付二圓ヲ加算シタル金額
- 六 實業學校令ニ依ル實業學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル事務者四十二圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ四十二圓ニ卒業後ノ年數一年ニ付二圓ヲ加算シタル金額
- 七 中學校令ニ依ル中學校卒業者又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル者四十二圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ四十二圓ニ卒業後ノ年數一年ニ付二圓ヲ加算シタル金額

四九

- 八 高等女學校令ニ依ル高等女學校卒業者又ハ之ニ準ズル者三十三圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ三十三圓ニ卒業後ノ年數一年ニ付一圓五十錢ヲ加算シタル金額
 - 九 國民學校高等科修了者又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル者二十四圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ二十四圓ニ卒業後ノ年數一年ニ付一圓五十錢ヲ加算シタル金額
 - 十 國民學校初等科修了者又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル者二十一圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ二十一圓ニ卒業後ノ年數一年ニ付一圓五十錢ヲ加算シタル金額
- 前項ノ金額ハ特別ノ經歷若ハ技能又ハ特別ノ學歷ヲ有スル者ニ付テハ一割増ノ額ノ範圍内ニ於テ増スコトアルベシ

第五條 職員ニ對シ左ノ手当ヲ支給ス

名稱	額又ハ率	給與條件
早出手當	三十錢	勤務時間ヲ超ユル一時間ニ付
居残手当	三十錢	同
休日出勤手当	二圓	休日出勤一回ニ付
皆勤手当	基本給料月額ノ五分ノ一	三月間皆勤ニ付
宿直手当	二圓	宿直一回ニ付

當直手当	二圓	當直一回ニ付
危険手当	五十錢	火藥技術者ノ就業一日ニ付
住宅手当	十圓	通勤職員一月ニ付
通勤手当	十圓	特殊地域居住者一月ニ付
家族手当	別紙ニ依ル	
入營應召手当	別紙ニ依ル	

第六條 賞與ハ毎年六月及十二月ノ二回之ヲ支給ス

賞與ノ率若ハ額及其ノ支給方法ハ其ノ都度之ヲ定ムルモノトス

第七條 職員退職又ハ死亡シタルトキハ勤続一年ニ付退職又ハ死亡當時ノ基本給料月額ノ一月分ニ相當スル退職金ヲ支給ス

日給者ノ基本給料月額ハ日給ノ三ノ倍ヲ以テ一ヶ月分トス

前項ノ退職金ハ在職中功勞アリタル職員ニハ之ヲ増額スルコトアルベシ

第八條 職員職員服務規則第〇〇條ノ規定ニ依リ懲戒解雇セラレタルトキハ前條ノ退職金ヲ減額シ又ハ支給セザルコトアルベシ

第九條 職員事業主ノ都合ニ依リ解雇セラレタルトキハ第七條ノ退職金ハ左ノ特別手当ヲ加算シテ之ヲ支給ス但シ職

員服務規則第〇〇條ニ依リ懲戒解雇セラレタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十條 退職金ハ職員退職後遲滞ナク之ヲ支給ス

第十一條 勤続期間ノ計算ハ職員雇入ノ日ヨリ之ヲ起算ス勤続期間一年未滿ノ端數ハ月割ヲ以テ計算ス

第十二條 職員死亡シタル場合ニ於テハ退職金ハ遺族又ハ職員死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニ之ヲ支給ス

第十三條 給料支拂ノ際別ニ定ムル貯蓄規程ニ依リ左ノ割合ニ依ル貯蓄額ヲ毎月ノ給料ヨリ控除ス

給料	料	百圓未滿	百分ノ五
		百圓以上	百分ノ七
		百五十圓未滿	百分ノ十
		百五十圓以上	百分ノ十五
		二百圓未滿	
		二百圓以上	

九 職員昇給内規記載例

第一條 定期昇給ハ毎年二回トシ昇給資格ヲ有スル者ニ付六月二十日及十二月二十日之ヲ行フモノトス

臨時昇給ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ行フ

一 職員召集解除若ハ除隊又ハ徵用解除等ノ場合ニ於テ他ノ職員ニ比シ昇給ノ遅レタルヲ回復セシムル爲昇給セシムル必要アルトキ

二 職員進級又ハ異動等ニ依リ特殊ノ基本給料ノ定アル職務ニ就キタル場合ニ於テ昇給セシムル必要アルトキ

三 職員當事業場ニ勤務中新ナル學歷ヲ取得セル場合ニ於テ同等ノ學歷ヲ有スル他ノ職員ノ基本給料ノ初給額迄引

上グル必要アルトキ

四 職員雇入後其ノ者ノ最初ノ定期昇給期迄ニ於テ技能ノ進歩著シク又ハ特ニ功勞アリタル場合ニ於テ特ニ昇給セシムル必要アルトキ

第二條 昇給調査期日ハ昇給期日ノ前月二十日トス

第三條 定期昇給ハ前昇給ニ於ケル昇給調査期日ヨリ當該昇給調査期日迄ニ左ニ掲グル期間ヲ經過シタル者ヲ昇給資格トス

一月給五十五圓未滿又ハ日給二圓未滿ノ職員	六ケ月
二月給五十五圓以上又ハ日給二圓以上ノ職員	九ケ月

- 三 書記、書記補、技手、技手補 一ケ年
- 四 主事、主事補、技師、技師補 一年六ヶ月
- 五 場長、技師長 二ケ年

第四條 昇給調査期日前六ヶ月ニ付缺勤三十日、一ケ年ニ付缺勤六十日ヲ超ユル場合ハ當該期ニ限り昇給セシメザルコトアルベシ但シ左ニ掲グル日數ハ缺勤日數ニ計算セズ

- 一 特ニ休業ヲ命ジタル場合ノ日數
- 二 業務上ノ負傷又ハ疾病ニ因リ休業シタル日數
- 三 軍事參會、公務出頭又ハ忌引若ハ法要ノ爲休業シタル日數ニシテ職員服務規則第〇〇條ニ定ムル日數

第五條 遅刻又ハ早退三回ヲ以テ缺勤一日ト看做シ前條ノ缺勤日數ニ算入ス但シ不可抗力ニ因ル遅刻其ノ他已ムヲ得ザル事由ニヨル早退ヲ除ク

第六條 職員第三條ノ期間内ニ服務規則ノ定ムル所ニ依リ左記回數懲戒セラレタル者ハ當該期ニ限り昇給セシメザルコトアルベシ

- 譴 二回以上
- 責 一回以上
- 其ノ他ノ懲戒

第七條 定期昇給ノ一回ノ昇給額ハ左ニ掲グル金額トス但シ業務ノ種類、勤務成績ヲ參酌シ左ノ額ノ二割ノ範圍内ニ於テ増減スルコトアルベシ

- 一 月給五十五圓未滿又ハ日給二圓未滿ノ雇員 三圓

- 二 月給五十五圓以上又ハ日給二圓以上ノ雇員 五圓
- 三 書記、書記補、技手、技手補 八圓
- 四 主事、主事補、技師、技師補 十五圓
- 五 場長、技師長 三十圓

一〇 重要事業場従業員教養計畫記載例

一、根本方針

産業人ヲシテ國體ノ本義ニ徹セル産業報國精神ヲ體得セシメ之ヲ業務並ニ日常生活ノ上ニ顯現セシメ勞働力ノ維持培養並ニ作業能率ノ増進ヲ圖リ以テ生産力ノ増強ニ資セントス

二、實施計畫

一、一般的教養

1. 行事ヲ通ジテ行フ教養

- (イ) 朝禮 毎朝作業開始前成ルベク全員同一ノ場所ニ於テ之ヲ行フ
國旗掲揚、宮城遙拜、神前禮拜、默禱、綱領等ノ朗讀、愛國歌等ノ朗詠、朝ノ挨拶等
 - (ロ) 終禮 作業終了後一齊ニ行フ但シ事情ニ依リ職場毎ニ之ヲ行フモ差支ナシ
神前禮拜、歸リノ挨拶、國旗降納等
 - (ハ) 四大節及大詔奉戴日
國旗掲揚、宮城遙拜、國歌齊唱、勅語捧讀、默禱、奉祝歌、訓話等
- 業務ヲ通ジテ行フ教養

概ネ左ノ事項ニ付主トシテ職長其ノ責任者トナリ之ヲ指導スルモノトス

- (イ) 製品ヘノ自己人格ノ没入
- (ロ) 機械、工具、電力、熱及資材ノ愛護節約
- (ハ) 職場ノ整理整頓及美化
- (ニ) 作業工程ニ於ケル工夫改善
- (ホ) 技能ノ向上
- (ヘ) 安全ノ徹底

3. 職場ニ於ケル教養

- (イ) 毎月一回必ズ各職場ニ於テ常會ヲ開キ過去ノ反省ト將來ノ實施事項ニ付協議懇談スルモノトス
- (ロ) 常會及懇談會ノ場合ニハ開會ニ先立テ國民儀禮ヲ行フコト
- (ハ) 職場規律ノ確立

4. 各種施設ニ依ル教養

- (イ) 講演會ニ依ル教養
少クトモ毎月一回(大詔奉戴日又ハ給料日等)ニ名士ヲ招聘シテ講演會ヲ開キ全従業員ヲ聽講セシムルコト
- (ロ) 講習會ニ依ル教養
年少クトモ二回一般工員ヲ對象トスル知識技能ヲ教授スル講習會ヲ開設シ成ルベク全工員交代ニテ聽講セシムルコト

(ハ) 鍊成會ニ依ル教養

少クトモ隔月ニ一回行ヲ中心トスル鍊成會ヲ開設シ従業員ノ精神的鍊成ヲナスコト 此ノ場合勞務關係ノ職員ハ成ルベク工員ト鍊成ヲ共ニ受ケ、相互ニ人格的接觸ヲ保ツニ努ムルコト

(ニ) 映畫、演藝ニ依ル教養

少クトモ月一回映畫會ヲ開キニユース映畫、文化映畫及有益ナル劇映畫等ヲ觀賞セシムルコト(廳府縣及産報中央本都及廳府縣産報等ノ主催ノモノヲ含ム)

各種演藝會モ隨時開催スルモノトス

(ホ) 音楽ニ依ル教養

○ 各職場ニ擴聲器ヲ設ケ作業ノ前後及休憩時等ニラヂオ、音盤等ニ依ル音楽ヲ放送スルトス

○ 映畫會、演藝會等ノ開催ノ際ニ音盤ニ依ル音楽教養ヲ爲スコト

(ヘ) 文書、圖書ニ依ル教養

○ 事業場内ニ圖書室ヲ設ケ有益ナル圖書、新聞、雜誌等ヲ備付ケ従業員ノ閲讀ノ用ニ供スルコト

○ 巡回文庫ヲ設クルコト

○ 時局教育ノ爲ニ揭示場等ニ時局ニ關スル各種ノ資料ヲ掲載シ従業員ノ閲覽ニ供スルコト

(ト) 武道ニ依ル精神訓練

武道場ヲ設ケ従業員ニ對シ武道ヲ通ジ精神訓練ヲ施スコト

5. 日常生活ヲ通ジテ行フ教養

概ネ左ノ事項ニ付主トシテ五人組制度又ハ生活刷新班ヲ活用シ相互ニ切磋共勵ヲ爲サシムルモノトス

(イ) 神棚禮拜

(ロ) 無缺勤、無遅刻ノ勵行

(ハ) 通勤訓練

通勤ノ途中秩序アル行動ヲトル様訓練スルコト

(ニ) 消費節約ノ徹底及貯蓄ノ奨勵

(ホ) 軍事援護ノ實施

(ヘ) 健全娛樂(尺八、謡曲、詩吟、朗詠、碁、將棋等)

(ト) 生活ノ刷新

二、職員ニ對スル教養

(甲) 勞務關係擔當職員ニ對スル教養

1. 教養ノ指標

(イ) 國體ノ本義ニ基ク皇國産業ノ經營、指導者トシテノ人格、識見、信念及指導力ヲ鍊成スルコト

(ロ) 親心ヲ以テ勞務者ヲ指導シ彼等ノ職場ヲシテ喜ンデ御奉公ニ精進シ得ル明朗快適ナル場所ヲラジムル可ク常ニ勞務者管理ニ工夫改善ヲ加フル態ノ熱意ト能力ヲ鍊成スルコト

2. 教養ノ方法

(イ) 鍊成會

少クトモ年二回全員が錬成ヲ受ケ得ル如ク行ヲ中心トスル錬成會ヲ行フコト

(ロ) 講習會、研究會

概ネ隔月ニ一回位、時局問題若ハ特定ノ研究問題ニ付講師ヲ招聘シ聽講スルカ又ハ講師ヲ招カズシテ研究會等ヲ催シ相互啓發ヲ圖ラシムルコト

(乙) 其ノ他ノ職員ニ對スル教養

1. 錬成會

少クトモ二年ニ一回全員が錬成ヲ受ケ得ル如ク行ヲ中心トスル錬成會ヲ行フコト

2. 研究會

隨時研究會ヲ開催シ相互啓發ヲ圖ラシムルコト

三 職長ニ對スル教養

1. 教養ノ指標

(イ) 皇國産業人ノ指導者トシテノ人格、識見、信念及指導力ヲ錬成スルコト

(ロ) 受持職場ニ於ケル指導者トシテノ技能及生産管理ニ關スル能力ヲ錬成スルコト

(ハ) 上級指揮者ト部下工員トノ連鎖タルノ役割ヲ果ス者トシテノ錬成ヲナスコト

2. 教養ノ方法

(イ) 錬成會

各職長ガ少クトモ年一回ヅツ錬成ヲ受ケ得ル様錬成會ヲ開催スルコト

(ロ) 講習會

職長トシテノ智識、技能ヲ修得セシムル講習會ヲ少クトモ年二回行フコト(錬成會ト併セ行フコトヲ得、尙技能者養成所ニ於テ教育ヲ受クル者ニ對シテハ之ヲ要セズ)

(ハ) 相互啓發座談會

職場單位ヲ以テ少クトモ月一回一定ノ指導者ノ司會下ニ豫メ供與サレタル課題ヲ中心トシテ意見ノ交換、研究討議等ヲ行フコト

四、青少年従業員ニ對スル訓練

技能者養成所及青年學校ニ於テ教養訓練ヲ行フ外産業報國青年隊ヲ結成セシメ之ヲ通ジテ産業青年トシテノ特殊ナル教養訓練ヲ行フモノトス

其ノ事項概ネ左ノ如シ

(イ) 嚴格ナル規律訓練

(ロ) 寄宿其ノ他ニ於ケル日常生活ノ指導

(ハ) 音楽教育

(ニ) 軍隊式生活訓練

(ホ) 幕營訓練

(ヘ) 健全娛樂ノ指導

(ト) 讀書會、研究會ノ指導

五、新入工員、社員ニ對スル教養

(甲) 新入工員ニ對スル教養(技能者養成令ニ基キ教養ヲナス場合ハ之ニ依ル)

1. 鍊成會

入社直後少クトモ五日間行ヲ中心トスル鍊成會ヲ開催シ皇國産業戰士トシテノ基礎訓練ヲ行フコト

2. 講習會

鍊成會終了後講習會ヲ開催シ概ネ左ノ課目ニ付講習ヲ行フコト

(イ) 産業報國精神

(ロ) 事業ノ使命

(ハ) 工員ノ遵守事項及必要ナル法令

(ニ) 安全衛生

(ホ) 技術教育(専門的作業法)

3. 實習

概ネ一ヶ月間標準作業方法ノ實習ヲ行フ

4. 寄宿舎ニ於ケル生活訓練

健全明朗ニシテ規律正シキ生活ニ馴レシメル爲專任ノ舍監ヲ配シ少クトモ一ヶ月特別訓練ヲ行フト共ニ常ニ家庭トノ連絡ヲ圖リ親心ヲ以テ生活指導ヲナスコト

5. 職場ニ於ケル職長ニ依ル生活指導

青年學校、青年隊等ノ訓練ト同調セシムル爲職長ハ生活指導ノ責ニ任ズルモノトス

(乙) 新入社員ニ對スル教養

1. 技術社員ニ對スル教養(技能者養成令ニ基キ教養ヲナス場合ハ之ニ依ル)

(イ) 鍊成會(新入工員ニ對スル教養ニ準ズ)

(ロ) 講習會

新入工員ニ對スル教養ニ準ズルノ外更ニ勞務管理ニ付講習ス

(ハ) 實習

將來實力ヲ以テ部下ヲ率ヒ生産管理ノ責ヲ果シ得ル様少クモ六月間作業場ニ於テ實習ヲ課スルコト

2. 事務社員ニ對スル教養

(イ) 鍊成會(新入工員ニ對スル教養ニ準ズ)

(ロ) 講習會

新入工員ニ對スル教養ニ準ジテ行フノ外特ニ勞務管理ニ重點ヲ置キ講習ス

(ハ) 實習

少クトモ一月間現場ニ配置シ生産管理ニ付理解ヲ持タシムル様作業ノ體驗ヲ爲サシムルコト

六、女子工員ニ對スル教養

一 鍊成會

少クトモ毎年一回鍊成ヲ受け得ル様鍊成會ヲ開催シ日本婦人トシテノ婦徳ヲ涵養セシムルコト

二 集團訓練

平素體操、團體教練、團體競技等ニ依リ團體行動ニ習熟セシムルコト

三 講習會

看護法、非常炊爨、育兒、衛生、家事、音樂等ノ講習ヲ隨時開催スルコト

一一 重要事業場従業員ニ對スル體育計畫記載例

一、根本方針

作業ニ依ル體力使用ノ不均衡ノ是正ト疲勞ノ恢復トヲ圖リ以テ勤勞者ノ體位ノ向上ヲ期スルト共ニ精神ノ陶冶ト團體的訓練ヲ行ヒ以テ生産增強ニ資セシメントス

二、實施計畫

- (一) 體育ニ關スル知識技能ヲ有スル指導主任者ヲ置キ體育ニ關シ統轄指導ノ任ニ當ラシム
- (二) 右主任者ノ下ニ五十人又ハ一職場ヲ單位トシ職員又ハ勞務者中ヨリ適任者ヲ選ビ體育指導係ト爲シ日常ノ體育實踐指導ニ當ラシムルコト
- (三) 成ルベク勞務者ノ利用シ得ル運動場ヲ設ケルコト
- (四) 毎日就業時間中十分以上ノ體操ヲ全従業員ニ對シ實施スルコト
- (五) 少クトモ年一回全従業員ノ體育大會ヲ實施スルコト(他ノ重要事業場ト共同ニテ行フモ可)

一、重要事業場厚生施設計畫基準

一、基本方針

今日ニ於ケル勞務管理ハ最早勞資間ノ私事ニ非ズ職場ヲシテ凡テノ勞務者ガ明朗快活ニ御奉公ニ精進シ得ル場所タラシムル爲ノ國家的意義ヲ有スル公事タル性格ヲ有ツニ至リタルヲ以テ出來得ル限り厚生施設ノ整備ヲ圖ラントスルモ、資材不足ト資金調整ノ嚴重ナル時局下ニ鑑ミ、其ノ要求ヲ最少限度ニ止メ以テ兩面ニ於ケル國家的要請ノ調和ヲ求メントス

二、實施計畫

(一) 給食施設

(1) 炊事場

概ネ左ノ標準ニ依リ坪數ヲ決定ス

- (イ) 勞務者一、〇〇〇人以下ナルトキ
- (ロ) 勞務者五、〇〇〇人以下ナルトキ

勞務者一人當〇、一〇坪(規模ハ別記)

一〇〇坪ニ勞務者一、〇〇〇人以上二人ヲ増加スル毎ニ〇、〇二五坪ヲ加算シタル面積

(ハ) 勞務者五、〇〇〇人ヲ超ユルトキ 二〇〇坪ニ勞務者五、〇〇〇人以上一人ヲ増加スル毎ニ〇、〇一五坪ヲ加算シタル面積

別記

一 調理場	三五、〇坪
一 食品倉庫	一二、五〃
一 事務室	五、〇〃
一 汽罐室	八、〇〃
一 炊事夫住宅	三〇、〇〃
一 其他	九、五〃
計	一〇〇、〇〃

2. 食堂 勞務者一人當リ〇、二五坪ノ割合ヲ以テ算出シタル坪數トス但シ勞務者一、〇〇〇人ヲ超ユル重要事業場ニ在リテハ食事ヲ二交代制トナスコトヲ得

3. 營養士 常時一、〇〇〇人以上ノ勞務者ニ給食スル重要事業場ニ在リテハ必ず營養士(中等學校卒業者ニシテ専門ノ智識ヲ修メタル者)ヲ置クコト

4. 炊事夫

給食勞務者一、〇〇〇人以下ナルトキハ炊事夫ハ一〇人乃至一五人ヲ置クコト、給食勞務者二、〇〇〇人以上ナルトキ一、〇〇〇人ヲ超ユル二〇〇人ヲ増加スル毎ニ一人ヲ増ス

5. 營養委員會

(イ) 勞務者一、〇〇〇人以上ニ對シ給食スル重要事業場ニ在リテハ營養委員會ヲ設置スルコト

(ロ) 委員會ハ概ネ左ノ者ヲ以テ組織ス

- 一 榮 養 士
- 一 炊 事 夫
- 一 工 場 醫
- 一 勞務管理者
- 一 勞務者代表
- 一 其ノ他適當ナル者

(ハ) 委員會ハ少クトモ毎月一回之ヲ開催シ營養對策ニ關シ協議懇談ヲナスモノトス

6. 食事時間

食事時間ハ食後ノ休憩時間ヲ含メ少クトモ四十五分程度トナスコト

7. 炊事場ノ取締

(イ) 炊事場ノ建築及設備ハ概ネ左ニ依ルコト

一 建築面積ハ敷地ノ十分ノ五ヲ超エザルコト

- 一 屋根ハ軒高四米以上ニシテ越屋根造トナシ且適當ナル勾配ヲ存スルコト
 - 一 腰壁ハ鐵筋「コンクリート」等ノ耐水性トナシ少クトモ高サ一米以上ナルコト
 - 一 床ニハ「コンクリート」其ノ他不滲透質材料ヲ用ヒ少クトモ五分ノ一ノ勾配ヲ存スルコト
 - 一 良水ノ充分ナル供給設備ヲ爲スト共ニ排水溝ヲ設クルコト
 - 一 採光換氣ノ爲窓、採氣筒、照明器其ノ他必要ナル設備ヲ爲スコト
 - 一 防蠅ノ爲出入口ハS字型暗路トシ窓ハ總テ金網ヲ以テ掩フコト
 - 一 従業員ノ爲ノ食事場、更衣室等ハ調理場及炊事場ト區別スルコト
 - 一 汽罐室、塵芥置場、便所等ハ調理室ヨリ少クトモ四米ヲ距ツルコト
 - (ロ) 炊事従業員ヲシテ毎月一回健康診斷ヲ受ケシムルコト
 - (ハ) 事業主ハ精神病者、傳染性疾患アル者若ハ其ノ疑アル者ヲ炊事業務ニ従事セシムルコトヲ得ズ
 - (ニ) 食料品及食器ノ消毒ヲ嚴重ニナスコト
 - (ホ) 實行獻立表ヲ常備シ置クコト
 - (ヘ) 炊事従業員ハ清潔ナル作業衣及帽子ヲ着用スルコト
- (二) 診療施設
1. 常時勞務者一、〇〇〇人以上ヲ有スル重要事業場ニ於テハ其ノ事業場内ニ概ネ左ノ規模ヲ有スル診療所ヲ設クルコト
- 勞務者五、〇〇〇人以上ノ場合ニ於テハ之ニ準ジ規模ヲ擴張スルコト

(イ) 建物—概ネ一〇〇坪トス
内 譯

診 療 室	五・〇〇坪
處 置 室	三・七五〃
衛生細菌検査室	八・七五〃
レントゲン室	八・七五〃
暗 室	二・五〇〃
休 養 室	八・七五〃
醫 師 室	三・七五〃
看 護 婦 室	六・二五〃
待 合 室	五・〇〇〃
小 使 室	三・〇〇〃
物 置 室	二・五〇〃
宿 直 室	三・〇〇〃
便 所	三・〇〇〃
廊 下	三・四〇〃
其 他	二・〇〇〃

(ロ) 人的構成—醫師 一人

看護婦 三人

2. 事業場ヨリ〇、五軒以内ニ開業醫アリ之トノ特別ノ契約ニ依リ何時タリトモ應急診療ヲ爲スコト可能ナル場合ニ在リテハ其ノ事業場内ニ診療所ヲ設クルコトヲ要セズ左ノ規模ヲ有スル診療室ヲ設クルニ止ムルコトヲ得ルコト

一 建 坪	一〇坪
一 病 床	二床
一 看 護 婦	一人
一 應 急 藥 品	一揃

(三) 保育所

常時女子勞務者二〇〇人以上ヲ有スル重要事業場ニ在リテハ概ネ左ノ標準ニ依ル保育所ヲ設クルモノトス

1. 建 物

(イ) 乳兒五名 幼兒二五名 計三〇名ノ場合

一 乳 兒 室	五坪
一 幼 兒 室	一〇〃
一 保 姆 室 兼 靜 養 室	三〃
一 調 理 室	二〃

955
210

製本控

日	月	年	號	冊
933	210			
厚生省労働局 労働事案針 運令				
厚生省労働局 労働事案針 運令				
厚生省労働局 労働事案針 運令				

昭和十七年六月七日印刷
昭和十七年六月十日發行
(非賣品)
東京市麹町區丸の内日本經濟團體協會

2. 保 姆
- (イ) 乳幼児 一〇〇人以下ナルトキ保姆一人、助手一人トス
 - (ロ) 乳幼児 一〇〇人以上ナルトキ保姆一人、助手二人トス
- 一 廊 下 所 三坪
六〃

955
210

料理
研究
會
誌

一 便 所 三坪
一 廊 下 六坪

(ロ) 「イ」ノ數ヲ超ユル場合ハ乳幼児一人ヲ加フル毎ニ一、三坪宛増加スルモノトス

2. 保 姆

(イ) 乳幼児 一〇〇人以下ナルトキ保姆一人、助手一人トス
(ロ) 乳幼児 一〇〇人以上ナルトキ保姆一人、助手二人トス

昭和十七年六月七日印刷
昭和十七年六月十日發行 (非賣品)

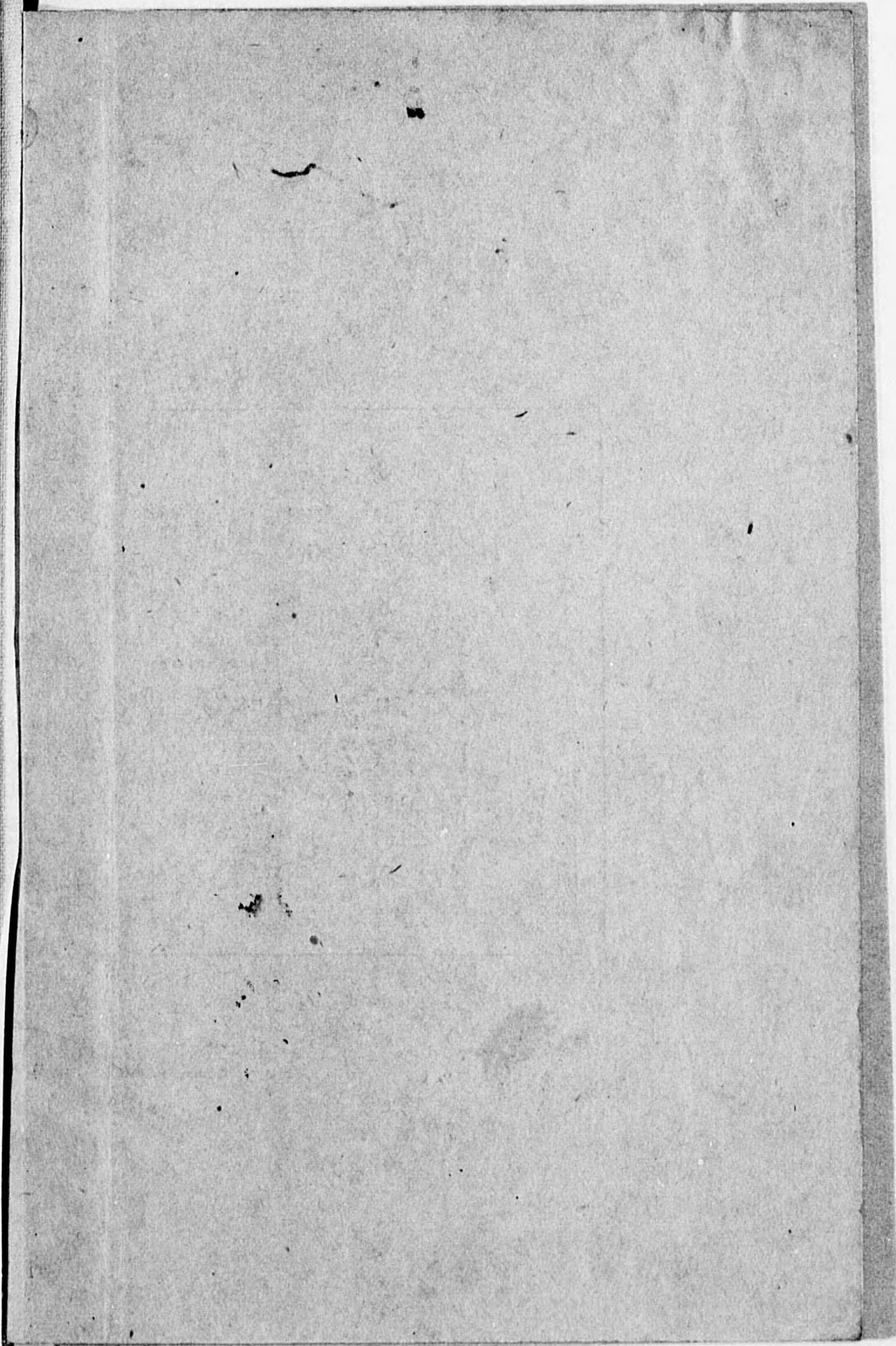
編輯者兼發行者 東京市麹町區丸ノ内日本經濟聯盟會
星 名 信 二

發行所 東京市麹町區丸ノ内二丁目二番地
日本經濟聯盟會
電話丸ノ内(28)三六三二・三六三三
四六四九・六四二六

印刷者 東京市京橋區新富町三丁目一七番地
笠 井 重 治

印刷所 東京市京橋區新富町三丁目一七番地
國際出版印刷社

933
210



終